

## 新図書館基本構想関連資料集

|   |   |
|---|---|
| 資料 1 新県立図書館・新市民図書館本館の業務の実施者と指揮命令権者イメージ表           | 1 |
| 資料 2 新県立図書館・新市民図書館の組織体制のイメージ図                     | 2 |
| 資料 3 追手前小学校敷地に係る機能配置のイメージ                         | 3 |
| 資料 4 単独と合築の比較表                                    | 4 |
| 資料 5 県・市一体型で整備する新図書館と仮にシキボウ跡地に県立図書館を単独で整備した場合との比較 | 8 |

## 新県立図書館・新市民図書館本館の業務の実施者と指揮命令権者イメージ表

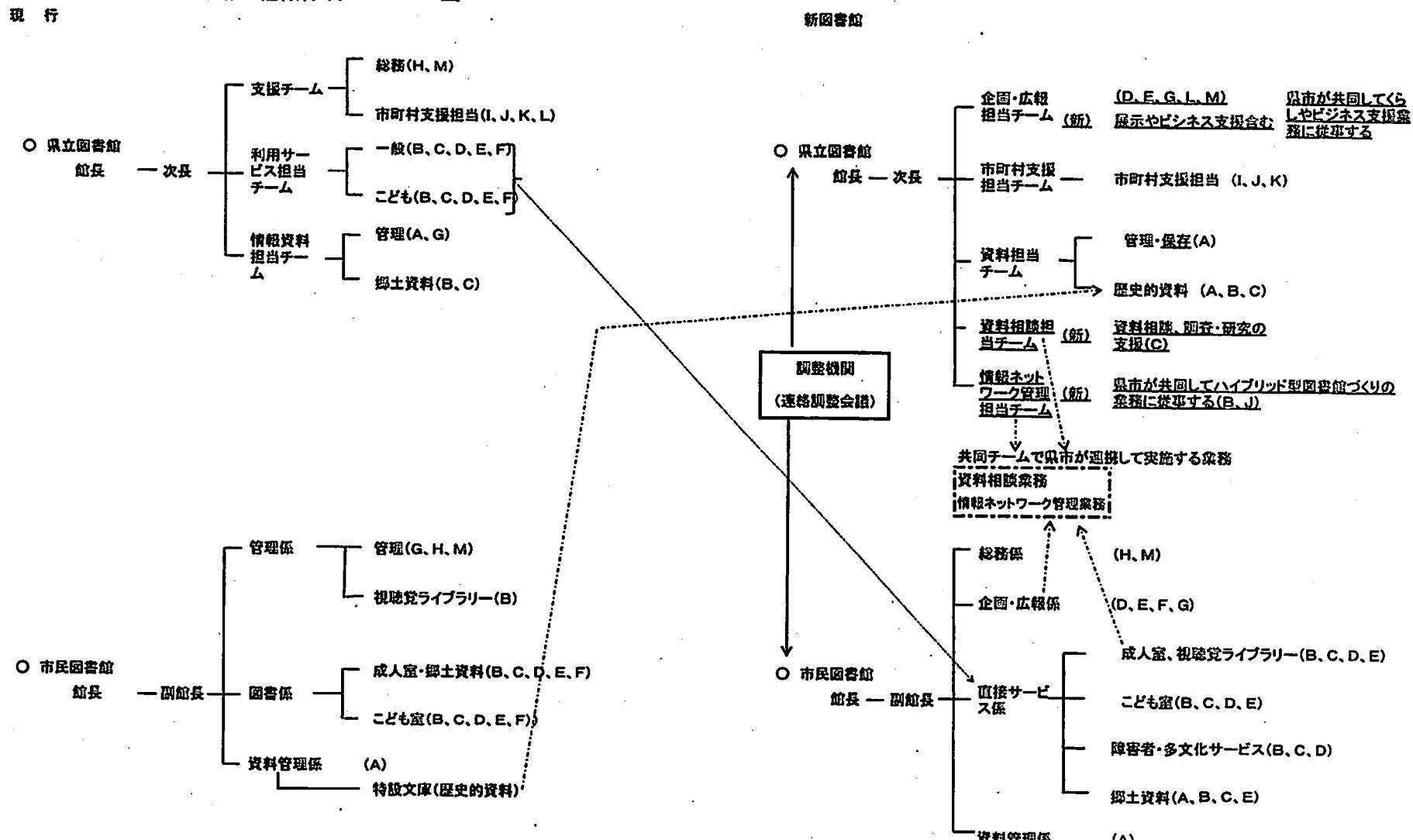
|                         | 記号               | 業務内容                      | 望ましい基準の根拠   | 具体的な内容等 | 図書館名 | 特記事項   | 責任     | 業務の実施者       | 指揮命令権者                   | 責任と業務分担の考え方等   |
|-------------------------|------------------|---------------------------|---|---------|------|--|--------|--------------|--------------------------|--|
| 公立図書館の役割及び運営上の留意している事項  | A 資料の収集          | 2の(2)<br>3の(6)            | 資料の収集・管理・保存業務<br>データベース及び図書の選定、購入(寄贈)、受入、整理、点検等                                 |         | 県立   | 県立には、下記の機能が求められている<br>・市町村立図書館の要求に十分応えられる資料の選別<br>・郷土資料その他の特定分野に関する資料目録、索引等の作成、編集および配布 | 県      | 県            | 県立図書館長                   | ・県立図書館、市民図書館にはそれぞれの役割があり、専門書の多い県立とポピュラーな図書の多い市民と既存構成も違っている。そのため、県立図書館、市民図書館それぞれが資料の収集(行政資料含む)に責任を負う必要があり、業務の実施とその指揮命令権者もそれぞれが担う必要がある。<br>・購入、受入、整理業務は、県立・市民それぞれが実施する。<br>・資料保存センターとしての役割と、国会蔵本は、県が責任を担う。<br>・データベースや図書の選定については、県立・市民図書館で調整を図る。   |
|                         |                  |                           |   |         | 市民   |  | 市      | 市            | 市民図書館長                   |  |
|                         | B 資料の提供(貸出等)     | 2の(2)<br>3の(6)            | 閲覧、貸出、予約、検索、情報提供<br>ハイブリッド型図書館への対応<br>図書館システムの管理、デジタルアーカイブ、電子書籍、データベース等による情報提供等 |         | 県立   | ・市町村立図書館の要求に十分応えられる資料の選別   | 県      | 市に委託         | 市民図書館長                   | ・資料の提供業務の責任は、県立・市民図書館双方にある。(望ましい基準より)<br>・合併による効率を最大限に生かすために、レファレンスを除く閲覧、貸出、予約、検索、情報提供、E ragazziサービス等の業務は、市民図書館が行うものとし、その業務の指揮命令権者は市民図書館長とする。<br>・県管理の書物の貸出等の業務は、市民図書館に委託するとともに、県職員を派遣する。<br>・ハイブリッド型図書館への対応については県立・市民の両者が担う。  |
|                         |                  |                           |   |         | 市民   |  | 市      | 市            | 市民図書館長                   |  |
|                         | C レファレンス・サービス等   | 2の(3)                     | レファレンス・サービス等  |         | 県立   |  | 県      | 県            | 県立図書館長                   | ・レファレンス・サービス業務は、新図書館が課題解決型図書館を目指すうえで充実すべき業務である。<br>・その責任は、直接サービスの部分では、県立・市民図書館双方に、市町村立図書館への協力レファレンスの部分では県立に責任があるため、その業務はそれぞれが行う。<br>・市民図書館がカウンターでの窓口相談を切り、窓口で対応できない調査・研究やビジネス支援などの専門的な内容については、県立に引き継ぐという役割分担で、県市が連携しながら行うものとする。<br>・その際、県立・市民それぞれが田うレファレンスサービスについての指揮命令権者は、県立・市民図書館長が担う。 |
|                         |                  |                           |   |         | 市民   |  | 市      | 市            | 市民図書館長                   |  |
|                         | D 利用者に応じた図書館サービス | 2の(4)                     | 障害者サービス、多文化サービス<br>分館・分室への支援<br>物販・人的支援   |         | 県立   |  | 県      | 市に委託         | 市民図書館長                   | ・児童や青少年、成人、高齢者などの利用者に応じた図書館サービスの提供責任は、県立・市民図書館それぞれにあるが、新図書館では県立が行う展示等の業務を除き、現在県立図書館が実施している障害者サービス・多文化サービスなどの業務については、市民図書館に委託し市民図書館が実施する。<br>・新たなサービスを開始する場合には、県市で協議し決定する。<br>・市民図書館の分館・分室への支援業務は、市の固有業務であり市民図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。  |
|                         |                  |                           |   |         | 市民   |  | 市      | 市            | 市民図書館長                   |  |
|                         | E 多様な学習機会の提供     | 2の(5)                     | 読書会、セミナー、講座、展示活動等   |         | 県立   |  | 県      | 県            | 県立図書館長                   | ・県立図書館は、ビジネス支援、医療健康情報、他団体との連携、出前図書館など専門性を伴うものを実施する。<br>・市民図書館は、おはなし会、映画上映会等の日常的なものを実施する。<br>・上記のような多様な学習機会の提供の責任は、県立・市民図書館それぞれが担う。   |
|                         |                  |                           |   |         | 市民   |  | 市      | 市            | 市民図書館長                   |  |
|                         | F ボランティアの参加の促進   | 2の(6)                     | ボランティアの育成、組織化、各種事業への参加促進等   |         | 県立   |  | 県      | 県            | 県立図書館長                   | ・地域的なボランティアの育成や業務への協力申請等は県立図書館とする。<br>・直接サービスを実施する上で必要なボランティアの育成や業務への協力申請等は市民図書館とする。<br>・ボランティアを育成する責任は、県立・市民図書館それぞれが担う。   |
|                         |                  |                           |   |         | 市民   |  | 市      | 市            | 市民図書館長                   |  |
|                         | G 広報及び情報公開       | 2の(7)                     | ホームページ、図書館便り等   |         | 県立   |  | 県      | 県            | 県立図書館長                   | ・住民の図書館に対する理解と関心を高めるための公報や情報公開等の責任は、県立・市民図書館それぞれが担う。<br>・ホームページや図書館便りは、県立・市民図書館双方の職員による協議会議などで調整し、効率的な広報を行う。   |
|                         |                  |                           |   |         | 市民   |  | 市      | 市            | 市民図書館長                   |  |
|                         | H 施設・設備          | 2の(11)<br>3の(8)           | 施設・設備の整備<br>施設の管理、清掃、設備の保守点検等   |         | 県立   | 県立図書館には、次の施設・設備を備えることが求められている。<br>・研修、調査・研究開発<br>・市町村立図書館の求めに応じた資料保存等                  | 県      | 施設の維持管理を市に委託 | 市民図書館長                   | ・県が整備すべき施設・設備は県の責任で、市が整備すべき施設・設備は市の責任で整備する。<br>・施設設備の管理は、県市では現しルール化を図る。<br>・県は日常的な施設の管理業務を市に委託し、市民図書館長の権限のもとに管理する。   |
|                         |                  |                           |   |         | 市民   |  | 市      | 市            | 市民図書館長                   |  |
| I 市町村図書館への援助            | 3の(2)            | 市町村図書館等への協力貸出、研修、(協力アレンス) | 県立  | 県の固有業務  | 県    | 県  | 県立図書館長 |              | ・県立図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。 |  |
| J 県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク | 3の(3)            | 図書館ネットワークの充実強化等           | 県立  | "       | 県    | 県  | 県立図書館長 |              | ・県立図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。 |  |
| K 図書館間の連絡調整等            | 3の(4)            |                           | 県立  | "       | 県    | 県  | 県立図書館長 |              | ・県立図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。 |  |
| L 調査・研究開発               | 3の(5)            | 図書館サービスを向上させるための調査・研究     | 県立  | "       | 県    | 県  | 県立図書館長 |              | ・県立図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。 |  |
| その他                     | M その他            | 会計、庶務等                    |   |         | 県立   |  | 県      | 県立図書館長       |                          | ・県立図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。   |
|                         |                  |                           |   |         | 市民   |  | 市      | 市民図書館長       |                          | ・市民図書館の責任のもとに一切の業務を実施する。   |

※ 望ましい基準の中の「職員」、「就勤日数等」、「図書館協議会」は省略

※ 県と高知市は、運営及び経費負担について、協定書又は覚書を交わす。

## 県立図書館・市民図書館の組織体制のイメージ図

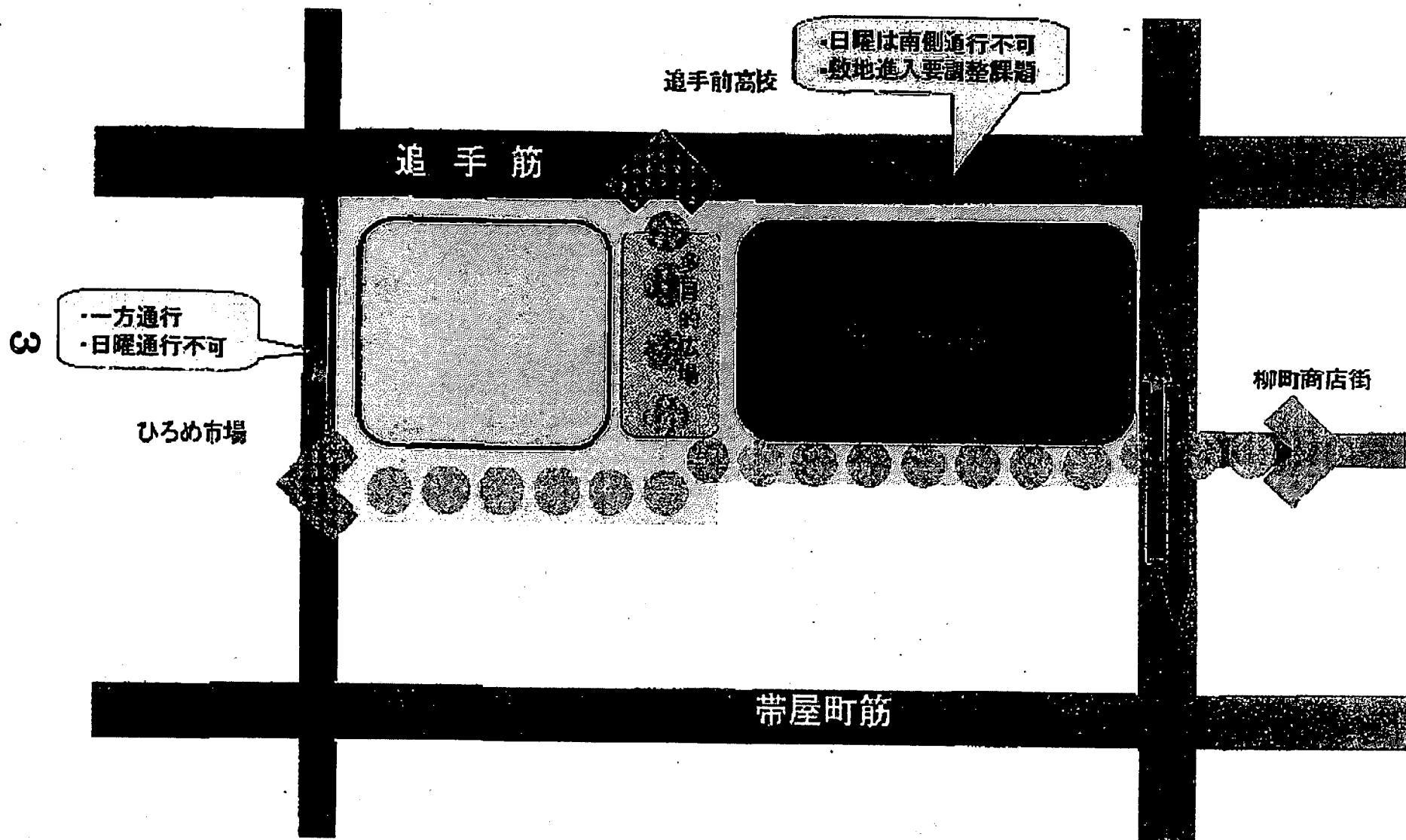
現 行



※ 担当業務(記号)は、A 資料の収集、B 資料の提供、C レファレンス・サービス等、D 利用者に応じた図書館サービス、E 多様な学習機会の提供、F ボランティアの参加の促進、G 広報及び情報公開 H 施設・設備、I 市町村図書館への援助、J 県立図書館と市町村立図書館のネットワーク、K 図書館間の連絡調整等、L 調査・研究開発、Mその他

※ 調整機関のメンバーは、両図書館長、図書館運営に造詣の深い県内外の専門家等とする。

## □ 追手前小学校敷地に係る機能配置のイメージ



# 单独と合築との比較表(案)

資料 4

## 1 図書館の機能面

| 項目       | 具体的な機能      | 比較検討の概要  |   |
|----------|-------------|--|---|
|          |             | 単 独  | 合 築   |
| 情報拠点     | 資料の収集・整理・保存 | (1) 県立・市民それぞれの役割・機能に応じた体制が組みやすい。<br>(2) 県と市それぞれに役割があり、その役割に沿った蔵書構成を図つてきたが、一方では図書の重複や似通った図書館が2つあることから二重行政ではないかといった批判がある。        | (1) 体制や施設等を整備すれば合築しても基本機能は変わらない。<br>(2) 資料が集積し、県民市民の利便性が高まる。<br>(3) 選書を調整しながら行うことにより、図書の重複等を避けることができる。<br>(4) 県立と市民の図書の書誌データの購入先(日販かTRC)の統一が必要であり、蔵書統合のための経費が発生する。<br>(5) 書庫面積が広くなり作業効率が悪くなるという意見があり、書庫のあり方について検討する必要がある。 |
|          | ハイブリッド型図書館  | それが新しい設備や資料・情報、体制等を整える必要がある。   | 設備や資料・情報、体制等が整っていれば、単独と変わらない。   |
|          | 調査研究資料の充実   | 資料の収集予算が同額ならば合築と変わらない。   | 資料の収集予算が同額ならば単独と変わらない。  |
|          | 情報発信機能      | (1) 機能や体制が同じであれば、合築と変わらない。<br>(2) 県・市それぞれの特性を生かした発信が可能であるが、利用者はそれぞれの情報を確認する必要がある。  | (1) インターネット上の蔵書検索やホームページの在り方を検討すれば、機能は単独同様に発揮できる。<br>(2) 利用者は、一元的な情報提供を受けることができる。   |
|          | 専門職員(司書)    | 県市それぞれの方針や業務の内容に応じた配置が可能である。   | 県市で業務を共同して実施できるよう、職員体制を整える必要がある。  |
| 直接サービス機能 | 資料の貸出       | (1) 県立、市民に資料が分散するため、求める資料によりそれぞれの館に足を運ぶ必要がある。<br>(2) 県・市それぞれの役割やこれまでの方針等に基づきサービスが提供できる。  | (1) 合築することにより資料が1箇所に集まり、高知市民と周辺の住民の直接利用の利便性は高まる。(ワンストップサービスの実現)<br>(2) 資料の予約の取り扱いをはじめとするルールの整理・統一が必要である。<br>(3) 利用者が増大することにより予約待ちの期間が長期化する。   |
|          | レファレンス機能    | (1) サービス提供体制が同じであれば、合築と変わらない。<br>(2) 市民は調査研究用の資料等を充実させる必要がある。  | (1) サービス提供体制が同じであれば、単独と変わらない。<br>(2) 単独よりも資料が充実する分、提供できる資料・情報等が充実する。<br>(3) 増大する貸出と合わせた体制整備が必要。   |
|          | 自学・自習機能の充実  | あらゆる年代が図書館資料を活用して自学自習するかといった問題はあるが、そうした空間を整備するか否かという問題であり、合築と変わらない。  | あらゆる年代が図書館資料を活用して自学自習するかといった問題はあるが、そうした空間を整備するか否かという問題であり、単独と変わらない。   |
|          | 協力貸し出し・相互貸借 | 県市それぞれのルールで運用。<br>協力貸出:県→市町村<br>相互貸借:市町村↔県・市町村、県↔都道府県<br>※ 協力貸出とは、住民から求められた図書を市町村図書館等が所蔵していない場合、県立図書館の図書を市町村図書館等を通じて住民に貸出すること。 | (1) 高知市民の利用が増大することにより、市町村図書館等を通じて利用する者の予約待ち期間の長期化や高知市民図書館の蔵書が県の物流に乗り、市民以外に使われる。<br>(対応策としては、協力貸出用の複本購入)<br>(2) 県・市の運用ルールの違いを統一する必要がある。<br>(3) 蔵書量が増大することで、貸出サービスを受ける市町村等の利便性が高まる。   |

|             |                            |                            |  |
|-------------|----------------------------|----------------------------|--|
| ネットワーク      | 物流体制の充実                    | 本の流れや搬送体制がシンプル。            | (1) 物流体制そのものは単独でも合築でも変わらないが、市民図書館と県立図書館の2つの異なる物流体制が併存する。<br>(2) 合築により、県立・市民いずれの資料も活用できることから、市町村の利便性は増すという意見と、市民の図書が市外に出回りデメリットになるという意見がある。<br>(3) 新しい図書等は、資料費が確保されれば、リクエストに応じて購入できることから、デメリットにはならないという見解もある。 |
|             | 市町村立図書館等の人的支援              | 県立固有の業務であり、合築と変わらない。       | 県立固有の業務であり、単独と変わらない。   |
|             | 公民館図書室の充実や図書館設置の促進         | 県立固有の業務であり、合築と変わらない。       | 県立固有の業務であり、単独と変わらない。   |
|             | 分館・分室への支援                  | 市固有の業務。                    | (1) 市固有の業務であり、単独と変わらない。<br>(2) 県立の資料が市民の予約システムに乗ることから、高知市民の利便性が高まる。<br>(3) 新システム移行のために、コンピュータシステムの見直しが必要。<br>(4) 単独でも更新時期<br>(4) 業務量に見合った体制の確保が必要。   |
| こどもの読書活動の推進 | こどもと本が出会う機会の創出等            | サービス提供のあり方の問題であり、合築と変わらない。 | サービス提供のあり方の問題であり、単独と変わらない。   |
|             | 市町村立図書館等への支援               | 県立固有の業務であり、合築と変わらない。       | (1) 県立固有の業務であり、単独と変わらない。<br>(2) 県職員が市が担うこととなる直接サービス業務に携わり経験を積む機会を創る必要がある。  |
|             | こども読書に携わる人材の育成のための支援       | 県立固有の業務であり、合築と変わらない。       | (1) 県立固有の業務であり、単独と変わらない。<br>(2) 県職員が市が担うこととなる直接サービス業務に携わり経験を積む機会を創る必要がある。  |
|             | 学校図書館の整備充実のための支援           | 支援のあり方の問題であり、合築と変わらない。     | 支援のあり方の問題であり、単独と変わらない。   |
|             | 司書教諭等への研修と支援               | 支援のあり方の問題であり、合築と変わらない。     | (1) 支援のあり方の問題であり、単独と変わらない。<br>(2) 担当職員が学校現場の状況や子ども読書を推進するための経験を積む必要あり。   |
|             | 図書館利用に障害がある方へのサービス         | 施設の環境を整備すれば、合築と変わらない。      | 合築することにより、県立・市民・点字図書館3館の境目のない連続したサービスの提供が可能となる。  |
| 生涯学習        | 障害のある方が安心して利用できる環境         | 支援のあり方の問題であり、合築と変わらない。     | (1) 支援のあり方の問題であり、単独と変わらない。<br>(2) 移転に伴い、点字図書館との役割分担・連携について整理が必要。   |
| 視聴覚ライブラリー   | サービス提供のあり方の問題であり、合築と変わらない。 | サービス提供のあり方の問題であり、単独と変わらない。 |  |
| その他サービス     | 多文化サービス                    | サービス提供のあり方の問題であり、合築と変わらない。 | サービス提供のあり方の問題であり、単独と変わらない。   |

\* 単独と合築で機能が発揮できるか否か整理したものであり、具体的なサービス内容は除いてある。

## 2 図書館の機能以外の面

|                              | 想定される影響等   |  | 課題解決の方向性   |
|------------------------------|--|--|--|
|                              | 合築に肯定的な意見  | 合築に否定的な意見  |  |
| 1 2つの図書館が1つになること             | <p>(1) 図書等の資料や情報が集積し、ワンストップでサービス提供できることから、県民市民の利便性が高まる。</p> <p>(2) 少子高齢化や人口減が進行する中で、今後の財政状況等を見据えると、合築の方が充実した図書館サービスを担保できる。</p> <p>(3) 高知市内には、市民図書館の分館分室が21箇所整備され、ネット予約等でそこに行かなくても図書館サービスが受けられることから、サービス低下にはならない。</p> | <p>(1) 県民市民が日常的に利用する施設が1つ減る。</p> <p>(2) サービスの内容の異なる2つの施設を1つにしてもうまくいかない。</p> <p>(3) 県立は勉強のため、市民は憩いのため、といった、それぞれに特色があるが、1つになるとそうしたよさが無くなる。</p>         | <p>ア 理念・目標を明確にした図書館運営<br/>     イ サービスの充実<br/>     ウ 業務分担のルール化、体制整備、財源の確保の3条件が揃った安定的な事業の継続性<br/>     ※蔵書冊数や利用者の増大に対しては、効率的な管理を行うためのICタグの導入や組織や人員配置の見直しが必要</p> |
| 2 市民図書館の利用対象者が市民から県民にまで広がること | <p>(1) 市民図書館を利用できなかった県民の利便性が高まる。</p> <p>(2) 現在も制度的に高知市民図書館の利用が可能な者(物部川水系から仁淀川水系の14市町村)は、県人口の約72%を占める。また、現在の県立図書館の利用登録者の88%は、市民図書館の利用可能な地域の者となっている。(その他の地域の方:県内3%、県外8%)こうしたことから、対象範囲が広がっても、ほとんど影響ないと考えられる。</p>        | <p>市民図書館の図書が市民以外に流れ、高知市民にとってはサービス低下につながる恐れがある。</p>   | <p>ア 新図書館の資料の充実<br/>     イ 市町村支援機能の充実<br/>     ウ 物流の回数(毎日配送)</p>   |
| 3 本の取扱い                      | 県市の図書を一体的に管理することにより、図書が充実し利便性が高まる。   | <p>(1) 県立の図書が高知市民に大量に貸し出され、県立が果たしてきた市町村支援のサービス水準を維持できない恐れがある。</p> <p>(2) 市民図書館の図書が県内外に大量に貸し出され、市民サービスが低下する恐れがある。</p> <p>(3) 図書の一體的管理のための費用が発生する。</p> | <p>ア 新図書館の資料の充実<br/>     イ 市町村支援機能の充実<br/>     ウ 物流の回数(毎日配送)</p>   |
| 4 運営体制<br>(県市2つの組織で運営すること)   | <p>(1) 図書館の役割と機能を踏まえ、日頃から緊密な連携と協力体制を築いていくことで、円滑な運営は可能である。</p> <p>(2) 図書館の役割等を明らかにした運営を行っていけば、スムーズな運営は可能である。</p>  | <p>(1) 組織風土の異なる2つの組織で運営すると、調整等に多大なエネルギーを要し、かえって非効率になる。</p> <p>(2) 意思決定の過程が複雑になる。</p> <p>(3) 図書館は時代とともに変化発展するものであり、組織が2つだと変化に追いつかない恐れがある。</p>         | <p>ア 県立・市民の役割・機能分担を踏まえた組織・体制の整備<br/>     イ 県・市の緊密な連携</p>   |

|         |  |  |   |
|---------|--|--|---|
| 5 施設整備費 | 建築面積が減ることなどにより、単独整備に比べ約18億1千万円、削減可能。               | 単に面積を減らしただけではないか。                                | ※ 施設規模等に変更があれば見直しが必要  |
| 6 運営費   | 職員を増員することなく一体的に運営することが可能であれば、年間の運営経費が約1億1千万円、削減可能。 | 一箇所に集中することにより人員増をすることなく、運営することはむつかしい。経費の節減とならない。 | 比較の前提となる施設規模や利用者の大幅な増加による人員増など、大きな変化があった場合には見直しが必要。<br>なお、資料購入費を増額する場合には、単独でも合築でもともに同じ額を増額するものであり、単独と合築との比較には影響しない。 |



## 試算

資料 5-2

○県・市一体型で整備する新図書館と仮にシキボウ跡地に県立図書館を単独で整備(敷地面積10,000m<sup>2</sup>)した場合との比較

※太ゴシック斜体文字の部分は、県:市=10:7で試算

(単位:百万円)

|               | 合 築                       |  | 単 独   |                                   |                            |                        | (B)+(C)<br>-(D) | 県事業費<br>比較<br>(B)-(c) | 市事業費<br>比較 |       |
|---------------|---------------------------|--|---|-----------------------------------|----------------------------|------------------------|-----------------|-----------------------|------------|-------|
|               | 一体型(A)※辺手前小学校<br>県負担分(a)  | 備 考  | 県立(B)※シキボウ跡地  | 備 考                               | 市立(C)※辺手前小学校               | 備 考                    |                 |                       |            |       |
| 敷地面積          | 5,000m <sup>2</sup> 程度    |  | 10,000m <sup>2</sup> 程度・駐車場7,500m <sup>2</sup>  | シキボウ跡地に図書館は、建ぺい率40%が適当            |                            |                        |                 |                       |            |       |
| 述べ床面積         | 13,000m <sup>2</sup> (5F) |  | 10,000m <sup>2</sup> (3F)   |                                   | 7,000m <sup>2</sup>        |                        |                 |                       |            |       |
| 駐車場           | 地下自走式を想定                  |  | 平地自走式   |                                   | 平地自走式                      |                        |                 | 17,000m <sup>2</sup>  |            |       |
| 駐車台数          | 100台、民間駐車場の活用             |  | 300台程度(7,500m <sup>2</sup> )  |                                   | 10台                        | 付設義務台数                 |                 |                       |            |       |
| イニシャルコスト      | 8,282                     | 4,858  | 7,404   |                                   | 3,990                      |                        |                 | 11,394                | 3,112      | 2,546 |
| 土地購入費         |                           |  | 2,085   | 118千円/m <sup>2</sup> (建ぺい率40%)で算定 |                            |                        |                 | 2,085                 | 2,085      | 2,085 |
| 建築工事費         | 5,200                     | 3,239 400千円/m <sup>2</sup>   | 4,000   | 400千円/m <sup>2</sup>              | 2,800                      | 400千円/m <sup>2</sup>   |                 | 6,800                 | 1,600      | 941   |
| 設計監督費         | 260                       | 153 建築工事費の5%   | 200   | 建築工事費の5%                          | 140                        | 建築工事費の5%               |                 | 340                   | 80         | 47    |
| 駐車場整備費        | 1,000                     | 595 地下自走式100台想定  | 28  | 平地自走式300台                         | 1                          | 平地自走式10台               |                 | 29                    | △ 971      | △ 560 |
| 権利免査費         | 150                       | 75 裁判所、検察庁の免査調査費参考   |   | 調査地域対象外                           | 150                        | 裁判所、検察庁の免査調査費参考        |                 | 150                   | 0          | △ 75  |
| 設備整備費         | 794                       | 467 書庫等(山梨県面積割)  | 640   | 書庫等(山梨県面積割)                       | 429                        | 書庫等(山梨県面積割)            |                 | 1,069                 | 275        | 173   |
| 情報システム整備費     | 402                       | 236 図書館システム等   | 400   | 図書館システム等(山梨県と同額)                  | 369                        | 図書館システム等               |                 | 799                   | 397        | 184   |
| 臨時の経費         | 476                       | 県負担 7人×5年×7,853千円、臨時10,200千円、レベル統合191,285千円  | 71  | 9人×7,853千円(4年間で9人役)               | 71                         | 9人×7,853千円(4年間で9人役)    |                 | 142                   | △ 334      | △ 209 |
| ランニングコスト      | 700                       | 383  | 448   |                                   | 359                        |                        |                 | 807                   | 107        | 65    |
| 人件費           | 347                       | 167 正職員40人、臨時16人(現職員人件費)   | 221   | 正職員22人、臨時・非常勤等18人(他県同規模団体平均)×現在単価 | 206                        | 正職員16人、臨時・非常勤等18人×現在単価 |                 | 427                   | 80         | 54    |
| 資料購入費         | 132                       | 100  | 100   |                                   | 32                         |                        |                 | 132                   | 0          | 0     |
| 移動図書館費        | 29                        | 6 現在の実績  | 6 現在の実績   |                                   | 23 現在の実績                   |                        |                 | 29                    | 0          | 0     |
| コンピュータシステム保守費 | 40                        | 20 先進県の例による  | 25 他県同規模団体平均  |                                   | 31                         |                        |                 | 56                    | 16         | 5     |
| 維持管理費         | 125                       | 74   | 96  |                                   | 67                         |                        |                 | 163                   | 38         | 22    |
| うち光触水費        | 40                        | 24 他県同規模団体平均   | 27 他県同規模団体平均  |                                   | 19 保有面積割                   |                        |                 | 46                    | 6          | 3     |
| うち設備管理費       | 40                        | 26 "   | 30 "  |                                   | 21 "                       |                        |                 | 51                    | 11         | 6     |
| その他           | 45                        | 26 "   | 39 "  |                                   | 27 "                       |                        |                 | 66                    | 21         | 13    |
| 駐車場補助 ※       | 27                        | 16   |   |                                   |                            |                        |                 | 0                     | △ 27       | △ 18  |
| 立地環境          |                           | ・繁華街に近く、中心市街地に位置する。<br>・周辺に民間駐車場が多くあり、民間駐車場との併用が可能。<br>・東西幹線内であり、文化・教育施設の立地場所としてふさわしい。また、街づくりの観点から、中心市街地活性化に向けた相乗効果も期待できる。 | ・広くまとまった土地であり、駐車場も平地に確保できる。<br>・シキボウ跡地全体の活用について議論が必要。<br>・周辺に民間駐車場がないため、最大限の駐車場整備が必要。 |                                   | ・合算と同じ                     |                        |                 |                       |            |       |
| 交通の利便性        |                           | ・公共交通機関は、路線バス、路面電車が利用できる。<br>・休日の車での利用については、渋滞等への対応が必要。<br>・周辺に大学、高等学校等があり学生にとって便利。<br>・自転車等で通勤通学する会社員、学生にとって利便性が高い。       | ・広く駐車場が確保でき、インターにも近く車での来館者には便利。<br>・公共交通機関や自転車等でのアクセスは一体型に比べ弱い。                       |                                   | ・合算と同じ                     |                        |                 |                       |            |       |
| 図書館の機能        |                           | ・資料が集積し県民・市民の利便性が高まる。(30年の蔵書量約205万冊(全国3位)を見込む)<br>・節減できる予算を資料購入費に充てれば資料収集が充実する。  | ・それぞれの館の特色に応じた運営を行なうことになる。  |                                   | ・それぞれの館の特色に応じた運営を行なうことになる。 |                        |                 |                       |            |       |